

## 小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画策定に係る基本方針

令和8年4月2日

## 1. 策定の趣旨

本市では、「小牧市自治基本条例」に基づき策定した「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」の推進を通じて、「小牧市民憲章に掲げる理想のまち」の実現を目指しています。

「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」は令和5(2023)年度から令和12(2030)年度を計画期間とし、市長任期にあわせて見直し、新たな基本計画を策定することとしているため、本年度、社会経済情勢の変化等を踏まえて「小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画」を策定することとし、以下に計画策定の基本方針を示します。

## 2. 策定に当たっての視点

策定に当たり、以下の視点を踏まえることとします。

## (1) 人口減少・少子高齢化への対応

人口減少・少子高齢化を、今後も続く社会構造の変化として受け止め、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を有効活用しながら、将来にわたり暮らし続けられるまちの実現に取り組む。

## (2) ウェルビーイングの向上

人生100年時代の到来を見据え、市民一人ひとりのウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること)の向上を図る。

## (3) 選ばれるまち小牧の実現

「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」が掲げる理念のもと、小牧で働き、小牧で子育てをし、住み続けたいと思える、選ばれるまち小牧の実現に取り組む。

## (4) トランスフォーメーションの推進

AIやデジタル技術を本格的に活用する、AX(AIトランスフォーメーション)やDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進するとともに、新たな発想や技術・仕組みを取り入れるイノベーションを促進し、施策全般の変革を進める。これにより、人的資本を最大限に高めながら、多様化・複雑化する市民ニーズや社会の変化に対応する。

## (5) カーボンニュートラルの実現

令和 32(2050)年を目途に二酸化炭素排出量実質ゼロとするカーボンニュートラルを実現するため、市民、事業者、市の協働のもと、省エネルギー化及び再生可能エネルギー導入の促進、5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進等を行い、良好な環境を保全しながら持続可能なまちを目指す。

### 3. 計画の体系

小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、まちづくりを進めていく上での機軸となる考え方である3つの「都市ヴィジョン」を包含する「まちのコンセプト」を1つ示す。この「まちのコンセプト」に基づき、行政分野ごとに政策目標を設定し、令和 16(2034)年度までに重点的に取り組む施策を体系的に整理する。

### 4. 策定に係る検討・分析内容

#### (1) 基本情報の把握

- ・本市を取り巻く社会経済情勢等进行分析する。
- ・人口、産業等の基礎データを整理し、今後の見通し进行分析する。

#### (2) 現行計画の評価・検証

- ・施策評価を実施し、現行計画の成果や新たな課題を抽出し、分析する。

#### (3) 市民ニーズの調査・分析

- ・市民意向調査の結果进行分析する。

#### (4) 施策体系の検討

- ・(1)から(3)を踏まえ、施策体系の再編も含めた検討を行う。
- ・小牧市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び自治体経営改革推進計画を位置づける。

### 5. 計画期間

小牧市まちづくり推進計画第3次基本計画の計画期間は、令和9(2027)年度から令和 16(2034)年度の8年間とします。

### 6. 策定体制

#### (1) 市民参加

市民ニーズの把握と、市民意見の計画への反映を目的に、以下の取組等を実施します。実施に当たっては、多様な市民の意向・意見を幅広く聴き、計

画に十分活かせる形となるよう留意します。

また、策定状況を市の広報やホームページで随時公表する等、市民への情報提供に努めます。

- ・市民意向調査

小牧市の諸課題に対する市民の意見や満足度、重要度の把握を行います。

- ・パブリックコメント

計画(案)について意見聴取を行います。

(2) 審議会

計画(案)について、有識者等で構成する「まちづくり推進計画審議会」に諮問し、答申を受けます。

(3) 市議会

策定の各段階において議会に進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で、計画を策定します。

(4) 庁内の体制

- ・ボトムアップにより、担当業務にとらわれず、現場職員から気づきや提案を幅広く募る。
- ・各部署において、計画策定に関する調査・研究や計画(案)を作成する。
- ・市政戦略本部(市長、副市長、教育長、部長職)において、計画(案)について協議を行い、まちづくり推進計画の策定を行う。

## 7. その他

計画の策定に係る、社会経済情勢の分析、現行計画の評価・検証、市民ニーズの調査・分析等をもって、小牧市自治基本条例第25条における社会情勢と自治基本条例の適合性等の検証とする。

## 8. スケジュール(案)

| 令和8年度 |                         |                     |             |          |                      |    |                  |                     |           |        |         |                        |
|-------|-------------------------|---------------------|-------------|----------|----------------------|----|------------------|---------------------|-----------|--------|---------|------------------------|
|       | 4月                      | 5月                  | 6月          | 7月       | 8月                   | 9月 | 10月              | 11月                 | 12月       | 1月     | 2月      | 3月                     |
| 事務局   | 社会経済情勢等の分析<br>基本方針の庁議決定 | 現行計画の評価・検証          | 計画素案の作成     |          | 戦略本部<br>まち・ひと・しごと懇談会 |    |                  |                     |           |        | 計画の庁議決定 | 計画・施策評価公表<br>計画冊子データ作成 |
| 市民    | 市民意向調査の契約               | 審議会委員任命<br>審議会委員の公募 | 意向調査発送(3週間) | 市民意向調査結果 | 審議会②分野<br>審議会①諮問・検証  |    | 審議会④分野<br>審議会③分野 | 審議会⑥パブコメ案<br>審議会⑤分野 | パブリックコメント | 審議会⑦答申 |         |                        |
| 市議会   | 基本方針の報告                 |                     |             |          | 計画案の報告               |    |                  |                     |           |        |         |                        |